

東三河地域の振興に係る課題等の整理（ビジョン策定のための基礎資料）【概要版】

1. 資料の目的・趣旨（P 1）

○東三河地域において、現在、県が行っている各種の取組を基に、東三河地域の特性を踏まえた振興を考える上で、主要な各分野における現状・課題及び現行の対応方向について整理を行い、平成 24 年度からのビジョンづくりに当たっての基礎資料として取りまとめ

2. 東三河地域の地域特性（P 3）

- ①山・海（内海と外洋）・川など多様で豊かな自然環境に恵まれた地域
北は千メートルを超える茶臼山、明神山を始めとする山々から、南は太平洋に至るまで多様な自然に富み、3つの国立公園（三河湾・天竜奥三河・愛知高原）、6つの県立自然公園（渥美半島・段戸高原・振草溪谷・本宮山・桜淵・石巻山多米）のエリアが域内に存在
- ②農林水産業、商工業、観光業など多様な産業が発達・集積している地域
特に農業産出額や製造品出荷額等は、全国的にも有数の規模
- ③国土の中央に位置し、広域的な交通インフラなど利便性に優れた地域
既存の東名高速道路、国道 1 号・23 号、東海道新幹線、三河港などに加え、新東名高速道路、三遠南信自動車道、名豊道路など更なる整備が進行
- ④豊川流域圏として一体性を有する地域
豊川の上下流域として密接なつながりを有し、「東三河地方拠点都市地域基本計画」を策定し、「21 世紀のライフスタイルをリードする生活の都」という共通の基本目標を目指して地域整備を進めるとともに、地域の全市町村で「東三河広域協議会」を構成し、広域的な課題に連携して取組を進めているなど、地域内における市町村の結束が強い。
- ⑤北部に過疎の山間地域、南部に平坦地の都市部で構成される地域
圏域として一体性を有する一方で、面積の約 9 割を森林が占め、過疎・高齢化が進行する北部地域と、三河湾に面した都市域と農業地域の混在する南部地域に大きく分かれ、それぞれの地域特性に応じて、異なる地域課題を有している。
- ⑥三遠南信という県境を越えたつながりを有する地域
県境を越えて隣接する遠州地域・南信州地域と、南北軸の「塩の道」、東西軸の東海道などを通じ、古くから密接な交流・結びつきを有し、「三遠南信地域連携ビジョン」の策定など、三遠南信地域として県境を越えた先進的な広域連携にも取り組んでいる。

3. 地元市町村の計画における東三河地域の方向性（将来像）（P 4, 5）

○東三河 8 市町村の総合計画（基本構想）

	まちづくりの目標（将来像）	計画期間
豊橋市	輝き支えあう水と緑のまち・豊橋	H23～32
豊川市	光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち	H18～27
蒲都市	三河湾に輝く 人と自然が共生するまち 蒲郡	H23～32
新城市	市民がつなぐ 山の ^{みなと} 創造都市	H20～30
田原市	うるおいと活力のあるガーデンシティ	H19～42
設楽町	森と水のちからと人の営みが調和するくらしと出会いのまち	H19～28
東栄町	キラリと輝く 自立を育む 交流創造の郷	H18～27
豊根村	水と緑と心のふるさと とよね	H20～29

○東三河地方拠点都市地域基本計画

対象地域	計画の基本目標	計画期間
東三河 8 市町村	21 世紀のライフスタイルをリードする生活の都	H18～27

4. 主要各分野別に見た東三河地域の振興に係る課題等の整理（P 6～）

- 5つの柱ごとに、主要な分野を設定し、各分野別に、現状・課題及び現行の対応方向について整理
 - ①愛知の発展を支える産業の振興
【農業振興／林業振興／水産業振興／商工業振興・企業立地／観光振興】
 - ②安心・安全・快適な居住環境の整備
【医療／福祉／防災・消防／教育／文化／自然環境の保全／多文化共生の推進】
 - ③産業や暮らしを支える基盤の整備
【道路網整備／三河港の振興／公共交通／水源施設／新エネルギー】
 - ④県土を支える北部山間地域の振興
 - ⑤三遠南信地域の連携推進

「東三河県庁」について

1 「東三河県庁」のねらい

- 東三河地域の振興を今後の愛知県全体のさらなる飛躍に向けた大きな柱とする。
- 地域資源を活かした振興施策推進の仕組みとして「東三河県庁」を位置づける。

2 組織体制のポイント

① 「東三河県庁」をネットワーク型推進組織として位置づけ

- 東三河担当副知事を「本部長」、東三河の地方機関の長を「本部長」とする地域におけるネットワーク型推進組織として「東三河県庁」を位置づける。

② 東三河県庁の核となる行政機関として「東三河総局」の新設

- 「東三河県民事務所」及び「新城設楽山村振興事務所」を一元化して、総合出先機関として「東三河総局」に再編し、「東三河県庁」の核となる行政機関とする。
- 「新城設楽山村振興事務所」は、奥三河地域における地域振興を幅広く推進するための「総合窓口」として「新城設楽振興事務所」とする。

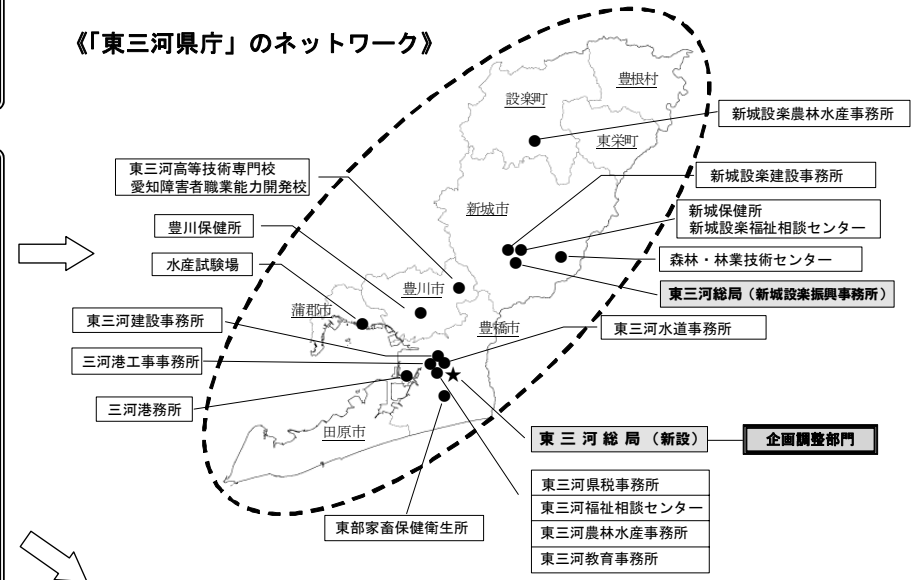
③ 「企画調整部門」の新設（東三河総局企画調整部企画調整課）

- 「東三河総局」に分野横断的な「政策立案機能」と「総合調整機能」を備えた「企画調整部門」を設置し、東三河の振興施策推進の「司令塔」の役割を發揮する。
 《政策立案機能》東三河振興ビジョンの策定・推進、三遠南信地域連携の推進 など
 《総合調整機能》東三河地域の諸課題に対応するため部局の枠を超えた総合調整
- 東三河の地方機関は、現場で培ってきたノウハウを活用し、一体となって政策立案に参画する。（各地方機関の次長クラスの職員を東三河総局に兼務）

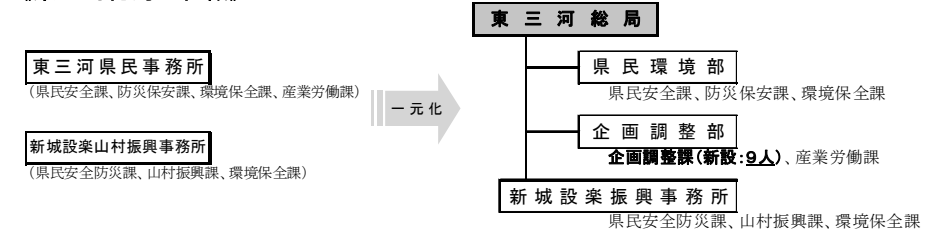
④ 「東三河総合戦略本部」（本部長：知事）を全庁的な推進組織として本庁に設置

⑤ 市町村、民間組織等との協議の場として「東三河ビジョン協議会」を設置

《「東三河県庁」のネットワーク》



《東三河総局の組織》



3 本庁機能の移管の概要

地域特性を活かした地域づくりを推進するため、本庁機能の一部を地域の地方機関へ移管し、現場において総合的・自主的な対応が図られるよう機能強化を推進する。

- ① 林業振興：「東三河地域の森林計画」の策定・変更を「新城設楽農林水産事務所新城林務課」で実施（定数移管2人）
- ② 港湾振興：三河港の利用促進のためのポートセールスを「東三河総局企画調整課」で実施（定数移管1人）
- ③ 山村振興：山間地域の集落の機能維持・再生に向けた取組みの推進など「新城設楽振興事務所山村振興課」の機能を強化（定数移管2人）
- ④ 市町村行政財政支援：市町村相談の総合窓口としての機能を「東三河総局企画調整課」へ配置（定数移管1人）

4 許認可等の権限移譲の概要

地域に密接に関わる許認可権限等の地方機関への移譲を推進するとともに、必要に応じ本庁職員が東三河へ出向いて申請者と相談や協議を実施し、申請者の負担軽減や処理期間の短縮を図るなど、県民サービスの向上を推進する。

《権限移譲》

- ・ 森林法に基づく知事権限保安林の指定、解除
- ・ 自然公園法に基づく特別地域内等における行為の許可
- ・ 介護保険法に基づく介護員養成研修事業者の指定、指導
- ・ 旅行業法に基づく旅行業の登録
- ・ 「土地開発行為に関する指導要綱」に基づく事前協議（1～5ha）
- ・ エコファーマーの認定 始め 20項目・108事務

許認可等の権限移譲について

申請者の負担軽減、事務処理期間の短縮、きめ細かな対応など県民サービスの向上を図るため、平成 24 年 4 月に関係地方機関への権限移譲を実施します。

分野	項目・移譲事務数
まちづくり	6 項目・16 事務
産業・観光	6 項目・20 事務
環境・教育・福祉	8 項目・72 事務
合計	20 項目・108 事務

※上記の移譲事務数は、原則として、法令等の条項単位でカウント

(権限移譲項目) ※ [] 内は移譲先となる地方機関

まちづくり (6 項目 16 事務)

- 市街化区域以外の地域において1㍍超～5㍍未満の開発行為を行おうとする場合の「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」に基づく事前協議 [東三河総局]
- 森林法に基づく保安林の指定・解除等 [新城設楽農林水産事務所]
- 森林法に基づく林地開発行為の許可(事務所をまたがるもの) [同上]
- 建設業法施行規則に基づく建設業許可事務等における大臣許可案件の申請受付 [建設事務所]
- 都市計画法に基づく都市計画事業地域内における建築等の許可 [同上]
- 景観法に基づく景観計画の策定、景観重要建造物の指定等 [同上]

産業・観光 (6 項目 20 事務)

- 企業立地促進法に基づく企業立地計画及び事業高度化計画の承認等 [東三河総局]
- 企業立地促進法に基づく基本計画の作成・変更 [同上]
- 旅行業法に基づく旅行業の登録及び旅行業者代理業の登録等 [同上]
- 通訳案内士法に基づく通訳案内士の登録等 [同上]
- 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく「エコファーマー」の認定等 [農林水産事務所]
- 水産資源保護法に基づく保護水面区域での工事の施行許可 [同上]

環境・教育・福祉 (8 項目 72 事務)

- 自然公園法に基づく国定公園の特別地域・特別保護地区内における行為(工作物の新築、木竹の伐採等)の許可等 [東三河総局]
- 県立自然公園条例に基づく県立自然公園の特別地域内における行為(工作物の新築、木竹の伐採等)の許可等 [同上]
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定 [東三河総局・県民事務所]
- 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌・地下水汚染に係る公表 [同上]
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許更新検査の実施 [東三河総局]
- 私立学校法等に基づく私立幼稚園、専修学校等の各種届出の受理 [同上]
- 学校教育法に基づく公立幼稚園、専修学校の設置廃止の届出・認可等 [教育事務所]
- 介護保険法に基づく介護員養成研修事業者の指定・指導 [尾張・西三河・東三河福祉相談センター]

上記の地方機関への権限移譲に加え、必要に応じ、本庁職員が東三河へ出向いて直接、申請者等と相談や協議を実施し、県民サービスの向上を図ります。

(主な項目)

- 特定非営利活動促進法に基づく NPO 法人の設立認証申請書の受理
- 社会福祉法に基づく社会福祉施設の設置許可
- 児童福祉法に基づく保育所等の設置認可
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設許可等
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者の指定等
- 母子及び寡婦福祉法に基づく母子寡婦福祉資金に係る申請書の受付等
- 都市計画法に基づく都市計画決定又は変更等に関する協議等
- エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出・報告の受領等
- 野菜産地強化計画・果樹産地構造改革計画の認定等 など